

加盟店情報交換制度運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 加盟店情報交換制度（以下「本制度」という。）は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）が、定款第4条第1項第4号の規定に基づき、割賦販売法第35条の20及び第35条の21に規定する情報その他の包括信用購入あっせん関係販売業者等及び個別信用購入あっせん関係販売業者等並びにクレジットカード番号等取扱契約を締結した販売業者等（以下「加盟店」という。）に関する情報であって利用者等の利益保護に必要な情報の収集及び提供を行うことにより、割賦販売法に定める加盟店調査及び苦情調査その他の加盟店調査の精度向上を図り、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

第2章 JDM会員

(利用資格)

第2条 本制度の利用は、会員規則第2条第2項に定める第1種正会員のうち、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者であって、次条の手続きを完了した者（以下「JDM会員」という。）に限る。

(利用手続)

第3条 本制度を利用しようとする者は、所定の書類をもって協会に申請するものとする。

2 協会は、前項の申請に不備がないことを確認したときは、申請者に対し、利用許諾通知書を送付するものとする。

(窓口責任者等の届出)

第4条 JDM会員は、加盟店情報交換制度情報交換窓口責任者及び加盟店情報交換制度情報交換窓口担当者を届け出るものとする。これらの変更が生じた場合も同様とする。

(共同利用の告知)

第5条 JDM会員は、共同利用される情報の範囲、当該情報を共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、加盟店が容易に知り得る状態においておくこととする。

(協会の業務への協力)

第6条 JDM会員は、第16条及び第17条第1項に規定する協会の業務に協力しなければならないものとする。

(利用停止)

第7条 JDM会員は、本制度の利用停止を希望するときは、書面により協会に届け出るものとする。

(JDM会員資格の喪失等)

第8条 JDM会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、JDM会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 定款第8条により退会したとき。
- (2) 定款第9条により除名処分となったとき。
- (3) 定款第10条により会員の資格を喪失したとき。
- (4) 前条により本制度の利用停止を申し出たとき。

2 JDM会員は、定款第12条により会員の権利の停止若しくは制限（本制度の利用に係るものに限る。）をされたときは、当該期間中は本制度を利用できないものとする。

第3章 業務

(収集する情報の範囲)

第9条 協会は、JDM会員が協会に報告する情報（以下「加盟店情報」という。）及び行政に係る情報（以下「行政情報」という。）を収集することとする。

2 加盟店情報は、苦情情報とクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報（以下「カードセキュリティ情報」という。）とする。

(苦情情報)

第10条 苦情情報は、次の情報とする。

- (1) 申出情報 加盟店が行った行為に係る利用者等からJDM会員への申出（加盟店に起因しないもの、誤解等を除く。）の事実に関する情報（苦情原因分類情報又は苦情発生情報に該当するものを除く。）
- (2) 苦情発生情報 利用者等からJDM会員への申出に係る情報であって、JDM会員が利用者等及び加盟店に対する確認を行った結果、当該申出が加盟店による割賦販売法第35条の20第1項に規定する利用者等の保護に欠ける行為又は同条第2項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に起因すると判断（疑いがあると判断した場合を含む。）した情報
- (3) 苦情原因分類情報 利用者等からJDM会員への申出に係る情報であって、JDM会員が利用者等及び加盟店に対する確認を行った結果、当該申出が加盟店による割賦販売法第35条の20第1項に規定する利用者等の保護に欠ける行為又は同条第2項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に起因すると明確に判断した情報
- (4) 苦情調査情報 割賦販売法施行規則第135条第1項第3号に該当した情報、及び同条第2項第1号に該当した情報のうち利用者等からの苦情に基づく調査に係る情報
- (5) 苦情措置情報 割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報のうち利用者等からの苦情に基づく措置に係る情報

(6) 苦情強制解除情報 割賦販売法施行規則第135条第1項第4号に該当した情報、及び同条第2項第2号に該当した情報のうち利用者等からの苦情を原因とするクレジットカード番号等取扱契約の解除に係る情報

(カードセキュリティ情報)

第11条 カードセキュリティ情報は、次の情報とする。

- (1) セキュリティ基準情報 割賦販売法第35条の20第2項に規定されるクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為及び会員がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則第15条に規定する基準に達していないと判断した加盟店の対策に係る情報
- (2) セキュリティ調査情報 割賦販売法施行規則第135条第2項第1号に該当した情報（前条第4号に規定する情報を除く。）
- (3) セキュリティ措置情報 割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報（前条第5号に規定する情報を除く。）
- (4) セキュリティ強制解除情報 割賦販売法施行規則第135条第2項第2号に該当した情報のうちクレジットカード番号等取扱契約の解除に係る情報（前条第6号に規定する情報を除く。）

(行政情報)

第12条 行政情報は、次の情報とする。

- (1) 行政処分情報 特定商取引法に基づく行政処分に関する情報又は消費者安全法第2条第5項第3号に定める行為に係る同法第38条第1項の規定に基づく注意喚起に関する情報
- (2) その他行政等情報 行政機関等が保有する加盟店が行った行為を起因とする消費者相談の情報

(情報の保有期間)

第13条 協会が保有する加盟店情報の保有期間は、別表のとおりとする。ただし、第8条第1項によりJDM会員資格を喪失した者が登録した加盟店情報は、原則としてJDM会員資格を喪失したときに削除するものとする。

2 協会が保有する行政情報の保有期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 行政処分情報 別表のとおりとする。
- (2) その他行政等情報 当該情報を入手した日から6ヶ月を超えない期間

(加盟店情報等の提供)

第14条 協会は、JDM会員から第25条に規定する情報の提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、請求のあった情報（加盟店情報の情報源に係る事項を除く。）を提供するものとする。

2 協会は、行政情報を入手したときは、当該情報を遅滞なくJDM会員に提供するものとする。

(加盟店情報の訂正等)

第15条 加盟店情報の訂正・削除に関する義務は、当該情報を報告したJDM会員に帰属するものとする。

(加盟店情報等の維持管理)

第16条 協会は、保有する情報の正確性、最新性を維持するために必要な措置を講じることとする。

(協会による確認等の実施)

第17条 協会は、JDM会員による加盟店情報の登録及び照会が、本規則に基づき行われているか否かを、必要に応じて確認するものとする。

2 協会は、前項の確認により、JDM会員による加盟店情報の登録及び照会が本規則に違反している疑いがあると判断したときは、改善のための必要な措置を講ずるものとする。

(加盟店情報の開示)

第18条 協会は、加盟店（本条においては加盟店であったものも含む。）又はその代理人から、自己に関する加盟店情報の開示を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(保有情報の漏洩等の防止)

第19条 協会は、保有する情報の漏洩、滅失、毀損をしてはならないものとする。

2 協会職員及び本制度に従事する者並びにこれらの職にあった者は、別に定める規則により秘密保持を図らなければならないものとする。

(安全対策等)

第20条 協会は、本制度の重要性に鑑みて、必要な範囲で安全対策及び緊急時の対応等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

第21条 協会は、業務上必要と認められる場合には、業務の一部又は全部を、必要な措置を講じた上で、第三者に委託することができるものとする。

2 協会は、前項の規定により業務の一部又は全部を委託する場合は、委託先に対し、協会の個人情報取扱規則等に基づく必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 JDM会員による利用

(加盟店情報の報告)

第22条 JDM会員は、第9条に定める加盟店情報を取得したときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。

(共同利用端末設置店の特例)

第23条 前条に関わらず、JDM会員は、日本クレジットカード協会が主宰するCAT共同利用システムに基づく共同利用端末を設置する加盟店に係る第11条に定める情報については、別に定めるところにより報告することとする。

(加盟店情報の訂正・削除)

第24条 JDM会員は、報告した加盟店情報が事実と異なることを確認したときは、協会に対し、速やかにその内容の訂正又は削除を申請しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、速やかに当該情報を訂正又は削除しなければならない。

(協会への照会)

第25条 JDM会員は、協会が保有する加盟店情報の提供を希望するときは、次のいずれかの方法で協会に対して請求することとする。

(1) 照会

イ 個別照会 協会が保有する加盟店情報のうち、特定の加盟店情報の提供を請求する方法

ロ 一括照会 協会が保有する加盟店情報のうち、複数の加盟店情報の提供を一括して請求する方法

(2) フィードバック 予め定められた条件が成就したときに協会が保有する加盟店情報を提供を受けることを条件に、JDM会員があらかじめ指定した加盟店について加盟店情報の提供を請求する方法

(目的外利用の禁止)

第26条 JDM会員は、加盟店情報及び行政情報を次に定める目的に利用するものとし、それ以外の目的には利用してはならないものとする。

(1) 加盟店契約の締結を行う際の加盟店入会審査時における参考情報として利用すること。

(2) 加盟店契約締結後の加盟店審査又は取引継続に係る加盟店審査における参考情報として利用すること。

(3) 割賦販売法第30条の5の2、第35条の3の5、第35条の3の20、第35条の17の8又は第35条の17の9に規定する加盟店調査に際し、苦情発生状況の調査のための端緒情報として利用すること。

(4) 割賦販売法第35条の17の8に規定する加盟店調査に際し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止の状況の調査のための端緒情報として利用すること。(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に限る。)

2 JDM会員は、協会から提供された情報を利用するときは、以下の事項を遵守するものとする。

(1) JDM会員は、協会から提供された情報のみで加盟店審査を行わないこと。

(2) JDM会員は、協会から提供された情報を唯一の理由として、加盟店入会審査時の契約の拒絶や、加盟店契約締結後の契約の解除等をしてはならないこと。

(3) JDM会員は、第12条第2号に定める情報が、割賦販売法施行規則第60条第1号若しくは第94条第1号に規定する原因判別又は同規則第133条の8に規定する調査を経たものではなく、利用者等の申告のみに基づいて作成された情報であることを認識し、当該情報のみをもってその内容を事実と断定するなど、加盟店に不当に不利な取り扱いとならないように十分留意すること。

(提供情報の破棄)

第27条 JDM会員は、協会から提供された第12条第2号の情報を、6月を超えて保有してはならない。

(JDM会員による開示の誘導等)

第28条 JDM会員は、加盟店から加盟店情報又は行政情報に関する開示の申し出を受けた場合は、協会へ誘導するものとし、協会から得た加盟店情報又は行政情報を加盟店に対して開示してはならないものとする。

(秘密保持)

第29条 JDM会員は、協会から提供を受けた加盟店情報及び行政情報を秘密情報として管理し、他に漏洩、滅失してはならないものとする。

2 JDM会員は、JDM会員の従業員等に対し、就業中のほか退職後においても本制度の利用により知り得た事実について、その内容を第三者に提供しないよう適切な措置を講ずるものとする。

(記録の保存)

第30条 JDM会員は、協会に報告した加盟店情報が協会に登録されている期間は、当該情報に関する記録を作成し保存するものとする。

第5章 その他の規定

(費用の負担)

第31条 JDM会員は、本制度の運営に関する費用を別表により負担するものとする。

2 負担金等の分担方法等については、必要に応じ見直しをするものとする。

3 協会は、納付された負担金等は、返還しないものとする。

第6章 補則

(細則の制定)

第32条 協会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(本規則の改廃)

第33条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規則は、平成21年12月1日から実施する。

2. 本規則は、平成23年1月11日から改正施行する。

3. 本規則は、平成23年4月1日から改正施行する。

4. 本規則は、平成25年4月1日から改正施行する。
5. 本規則は、平成25年11月18日から改正施行する。
6. 本規則は、平成28年4月1日から改定施行する。
7. 本規則は、平成30年6月1日から改正施行する。
8. 本規則は、平成31年1月11日から改正施行する。ただし、別表2の適用については、平成31年4月1日からとし、それまでは従前による。
9. 本規則は、令和3年1月8日から改正施行する。ただし、別表2の適用については、令和3年4月1日からとし、それまでは従前による。
10. 本規則は、令和3年4月1日から改正施行する。
11. 本規則は、令和3年6月1日から改正施行する。
12. 本規則は、令和6年4月1日から改正施行する。